

## 高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

公開日 2015 年 02 月 24 日

### 1 規則等の題名

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則（平成 27 年高知県公安委員会規則第 1 号）

### 2 根拠法令・条項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 27 年内閣府令第 6 号）

### 3 規則等の制定日

平成 27 年 2 月 24 日（火曜日）

### 4 結果公示の日

平成 27 年 2 月 24 日

### 5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）第 38 条第 4 項第 8 号に該当

### 6 適用除外の理由

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行により銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和 33 年総理府令第 16 号）の一部が改正されることに伴い当然必要とされる引用規定の整理をする改正であり、意見公募手続を実施することを必要としない軽微な変更であるため。

### 7 規則等の概要

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則  
別添のとおり

### 8 参考資料

なし

### 9 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係

住所：高知市丸ノ内二丁目 4 番 30 号

電話番号： 088 - 826 - 0110（内線 3033）

-----  
**公安委員会規則**  
-----

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成27年2月24日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

**高知県公安委員会規則第1号**

**高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則**

高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「第10条第1項第2号」を「第10条第1項第1号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

新 旧 対

照 表 旧

新  
高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

旧  
高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則

( 医師の指定等 )

第 4 条 法第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づく診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 に規定する認知症（次項において「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2 ~ 4 略

5 府令第 10 条第 1 項第 1 号の規定により法第 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると公安委員会が認める医師は、精神科、心療内科、神経内科等を標ぼうし、2 年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師とする。

( 医師の指定等 )

第 4 条 法第 4 条の 3 第 2 項の規定に基づく診断を行う医師の指定は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 に規定する認知症（次項において「認知症」という。）の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。

2 ~ 4 略

5 府令第 10 条第 1 項第 2 号の規定により法第 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると公安委員会が認める医師は、精神科、心療内科、神経内科等を標ぼうし、2 年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有する医師とする。